

株式会社取締役の報酬等の決定方法

私はある株式会社の取締役です。取締役の報酬、賞与、退職慰労金等について法律上どのように規定されているのでしょうか。

1 委員会設置会社以外の場合

委員会設置会社以外の株式会社の場合、取締役の報酬等（報酬、賞与その他職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益）について、・報酬等のうち額が確定しているものについてはその額、・報酬等のうち額が確定していないものについてはその具体的な算定方法、・報酬等のうち金銭でないものについてはその具体的内容について、定款で定めていないときには、株主総会の決議によってそれぞれを定めることとされています（会社法361条1項）。

(1) 報酬について

株式会社の取締役の地位は会社を委任者、取締役を受任者とする委任契約に基づくものと考えられます。

民法上、受任者は特約がない限り委任者に対して報酬を請求することができません（民法648条1項）、取締役任用契約は有償であるのが原則であり、会社法361条はこの原則を明らかにしています。

定款または株主総会の決議によって報酬を定めることとしたのは、報酬の決定を個々の取締役や取締役会または代表取締役に委ねてしまうと、いわゆる「お手盛り」の弊害が生じるおそれがあると考えられたためです。

会社法上は取締役の報酬は定款または株主総会決議で決定することとされているところ、多くの会社では定款ではなく株主総会決議により報酬を決定しています。これは定款で定めてしまうと、厳格な手続である定款変更の手続によらなければ報酬変更ができなくなり非効率的だからです。

・ 確定金額の報酬

確定金額を報酬とする場合は、定款に定めがない限り、その額を株主総会の決議

によって定めることとされています（３６１条１項１号）。月給、年俸、会議への出席手当など金額で示される形態の報酬がこれにあたります。確定金額の報酬を定める場合には、各取締役の報酬金額を個別的に定める必要はなく、取締役全員の報酬総額または総額の最高限度額を定め、各取締役への配分額は取締役の合議または取締役会の決定に委ねてもよいと考えられています。

株主総会の決議は必ずしも支給のつど必要なものではなく、一度決議すれば変更がない限り従前の例に従って差し支えありません。

- ・ 不確定金額の報酬

いわゆる業績連動型報酬のように不確定金額を報酬とする場合、具体的な算定方法を定款に定めておくか、株主総会でこれを定めなければなりません（３６１条１項２号）

必ずしも支給のつど株主総会の決議を要するものでないことは確定金額を報酬とする場合と同じですが、不確定金額を報酬とする場合には、株主総会における実質的な審査を保障するため、当該議案またはこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、その株主総会において、当該議案で提案された事項を相当とする理由を説明しなければなりません（３６１条２項）。

- ・ 非金銭型報酬

非金銭型報酬（例えば、取締役が無償で社宅を借り受ける場合）については、定款に定めがない限り、株主総会において具体的内容を定めなければなりません（３６１条１項３号）。

この場合も、当該議案又は改定議案を総会に提出した取締役は、当該事項を相当とする理由を説明しなければなりません（３６１条２項）。

(2) 賞与について

改正前商法の下では、取締役が受ける財産上の利益のうち賞与が改正前商法２６９条に規定する「報酬」に含まれるか争いがあり、賞与には狭義の報酬として支給されるものと利益処分として支給されるものとがあったところ、前者は改正前商法２６９条、後者は改正前商法２８３条により株主総会決議が必要とされ、会計処理（損金処理の可否）及び決議要件（毎年決議が必要か、確定額の決議が必要か）の点で異なる

とされていまして。

この点に関し会社法は、利益処分を取締役会決議でなしうる場合を拡張する一方で、報酬の決定を剰余金の処分手続と切り離し「報酬、賞与その他職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」を「報酬等」と定義して賞与が報酬等に含まれることを明示しました。

(3) 退職慰労金について

取締役の退職慰労金も、在職中の職務執行の対価として支給される限り報酬等に含まれることになります。

株主総会の決議により退職慰労金の金額などの決定を無条件に取締役会に委ねることは許されませんが、株主総会の決議において明示的または黙示的にその支給に関する基準を示し、具体的な金額、支払期日、支払方法などは当該基準によって定めるべきものとしてその決定を取締役会に任せることは許されると考えられています（改正前商法下の判例として最判昭和48年11月26日）。

取締役の退職慰労金については取締役の退任前にあらかじめ退職慰労金の支給決議を行うことが許されるかという問題があります。

本来退職慰労金は、当該総会の終結と同時に退任する場合も含め、取締役が退任した後、その時点における株主が、当該取締役の会社に対する全任期中の功績等を中心に、支給の是非をも含めて判断され決議されるという本質を有するものですから、事前の退職慰労金支給決議を行うことは許されないものと考えられます。

2 委員会設置会社の場合

委員会設置会社の場合には、報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め（409条1項）、この方針に従い個人別の報酬の内容を決定します（409条2項）。

この場合、・額が確定しているものについては個人別の額、・額が確定していないものについては個人別の具体的な算定方法、・金銭でないものについては個人別の具体的な内容についてそれぞれ決定しなければなりません（409条3項）。